

とりまとめ案

(地方税)

- 固定資産税
- 軽油引取税

固定資産税

1. 据置特例を以下のとおり見直す。

(1) 住宅用地に係る据置特例（負担水準 80%以上の住宅用地に適用）を平成 26 年度に廃止する。

(2) 経過的な措置として、平成 25 年度までは、負担水準 90%以上の住宅用地を対象に据置特例を存置する。

(注) 都市計画税も同様に見直し。特定市街化区域農地について一般住宅用地と同様の取扱いとする措置を継続。

2. 固定資産税については、住民や企業などの負担感に配慮するとともに、地方財政の根幹をなす税目であることや、いわゆるバブル期から現在までの地価の動向等社会経済情勢の変化を踏まえ、その間に実施された土地評価方法の変更や負担軽減措置等の制度改正の点検を行い、平成 27 年度の評価替えまでに、公平性、合理性、妥当性等の観点から総合的な検討を行う。また、不動産取得税についても、同様の検討を行う。

3. 新築住宅等に係る固定資産税の減額措置については、住宅ストックが量的に充足している現状を踏まえ、住宅の質の向上を図る政策への転換、適正なコストによる良質な住宅の取得等の住宅政策の観点から、平成 26 年度税制改正までに、社会経済の情勢を踏まえつつ、他の税目も含めた住宅税制の体系と税制上支援すべき住宅への重点化等そのあり方を検討する。

軽油引取税

1. 軽油引取税に係る課税免除措置については、「特例利用率が極めて低く、かつ、1件当たりの免税額が経営規模に比して僅少なものを」を廃止し、その他の課税免除措置については、3年延長する。
2. 軽油引取税に係る課税免除措置の適用期限延長後の取扱いについては、地球温暖化対策や燃料課税全体のあり方に関する議論もあることから、東日本大震災からの復興状況、課税免除措置廃止による国民生活への影響、国・地方を通じた財政事情等も勘案しつつ、引き続き検討する。

<参考>

特例利用率が極めて低く、かつ、1件当たりの免税額が経営規模に比して僅少なものを

- ・ 電気通信事業
- ・ 放送事業
- ・ 建設用粘土製品製造業（陶器、陶管）
- ・ 鉄鋼業
- ・ 自動車教習所
- ・ ゴルフ場